

問い合わせ先
内閣府国民生活局消費者企画課
川崎、小菅、山田
03 - 3581 - 9095

国民生活審議会第20回消費者政策部会議事要旨

1. 日 時 平成15年5月19日(月) 14:00～17:05

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

3. 出席者

(審議会)

落合部会長、浅岡委員、有馬委員、岩田委員、浦川委員、大羽委員、加藤委員、高橋委員、田中委員、鍋嶋委員、野村委員、福川委員、福原委員、松本委員、宮部委員、山中委員

(事務局)

永谷国民生活局長、田口官房審議官、河官房審議官、中村消費者企画課長、幸田消費者調整課長、七尾国際室長 ほか

4. 概要

(1) 公益通報者保護制度検討委員会の松本委員長より、公益通報者保護制度検討委員会報告書についての説明がされた後、大要、以下のような議論が行われた。

- ・ 委員会において議論が十分尽くされておらず賛成できない。通報の範囲として政省令やガイドラインが含まれるのか、通報の際に具体的に違反する条項まで示すことが必要か、弁護士等に相談することは外部通報になるのか、本制度の対象とならない通報について、通報の範囲から外れるものだけではなく保護の要件を満たさないものについても一般法理で判断されるものなのかなど、多くの疑問が解消されていない。
- ・ 明確化のための制度であるはずが、要件等が明確になっておらず、外部への通報を抑制する制度となっているのではないか。また、通報の手順や要件については、本制度の通報の範囲とならない分野にも影響を及ぼすと考えられ、幅広い議論が必要。
- ・ 現在の安全に関する法令は、消費者の安全を守るというレベルに十分達しているとはいえないため、通報の範囲を法令違反に限定するのは狭く、生命・身体に重大な危害や危険がある場合には法令違反に限らず含めるべきではないか。
- ・ 生命・健康への危害に限らず、金融商品絡みなどの財産的被害の問題もある。通報者の範囲についても派遣労働者も含めるなど広げるべきと考える。
- ・ 英国の制度を参考としているとのことだが、英国の制度は内部前置が原則と考えていたが委員会報告ではそうっていないのではないか。原則内部前置とするべきと考えるが、外部通報の要件について委員会においてどのような議論があったのか。
- ・ 委員会にご努力頂き感謝。法制化を進める場合には、各方面の意見を聞き拙速は避ける

べきであるし、制度化後は実態に合わせて改正できるような弾力性が必要。ただし、通報の範囲については生命・身体の危機のようなものであれば法令違反でなくとも含めるべきではないか。

- ・ 保護に関する要件を細かくすることで通報を抑制する懸念があるのではないか。
- ・ 関係者間の意見に相当な開きがある中でようやくまとめられたものであり、不十分な点もあるもののこれを基本とすべきではないか。
- ・ 消費者に信頼される企業はどうあるべきかについて、企業側もコンプライアンスの観点から十分議論し、対応も変化してきている。企業側は法令違反に限らず通報を受け付けており、企業を信頼して内部通報前置として制度化した方がよいと考える。
- ・ 「法令違反の有無を問わず通報の対象とする」、「侵害の事実、またその恐れがある場合は通報の対象にする」等の文末が「意見があった」ということになっているのはなぜか。
- ・ 範囲が狭いことや要件が厳しいことから現状に比べ後退との意見があるが、現状よりは十分良くなると思うし、なぜ後退なのか分からない。また、通報者の範囲は労働契約が前提であろうからパートは当然入ると考えるが、派遣社員については派遣先との関係について整理が必要だ。

様々な意見の歩み寄りによってこのような報告書になった。ここまでは当然制度の対象とすべきとの合意が得られる部分について記述している。

この制度ができることによりむしろマイナスになってしまうという意見があるが、範囲外の通報は処罰するというものではなく、コアになる部分を明確に制度化することによって周辺に及ぼす影響はむしろプラスになると考えている。

行政法的な枠組みと民事ルールの枠組みの二つの考え方があり、民事ルールとすることで委員会のコンセンサスが得られた。保護要件をあまりに細かく規定すると逆効果という意見はそのとおりであり、あまり細かいところまで規定することは難しいと思う。

通報の範囲について、生命・身体に関し重大な危害が及ぶおそれがある場合には法令違反に限らず通報の範囲に含まれるべきという点については、通報者の主観によって「おそれ」の程度が異なり、事業者側から見て制度の運用が困難になるという意見があった。

パートタイマーに関しては、「雇用されている労働者」であり本制度に含まれると考える。ただし、元労働者等直接雇用関係のない者についてはさらに検討することになった。

- ・ 委員会の報告書は、そのまま当部会の報告書となるのか。

当部会の最終報告に盛り込む場合には、当部会の報告となる。当部会としては検討委員会を設けて議論をしたものであるのだから極力尊重すべきである。検討委員会の延長としてこの場に議論を持ち込むことは適切ではない。
- ・ 今後の取り扱いはどのようになるのか。

政府としては、今後制度化の具体的検討作業に入っていく。制度化に当たっては、様々な関係者の方々から意見をいただき、またパブリックコメントにより広く意見を求めていくことになる。内容については、次期国生審において消費者政策部会が設置された場合は、適切な時期に制度化の検討状況を報告し、ご意見をいただく機会を設けることにもなると思う。

- ・ 6頁の保護要件の(イ)の(a)(b)(c)は例示なのか、限定列挙なのか。
委員会では、細かい法制化作業まで視野に入れた議論をしたわけではなく、要件についてはそれ以上でもそれ以下でもない。
- ・ 生命・身体に危害を与えるおそれのある場合には法令違反に限らず通報の対象とすべきという意見が多かった点、通報者の範囲についてはもう少し幅広く検討すべきという意見があった点を部会の意見として追記することとしてはどうか。また、この報告書の内容が制限的なものではないということを確認するというメッセージを入れてはどうか。
- ・ 本制度の議論は、長期間行えば違った論点が出てくるというものでも全てのコンセンサスを得られるというわけでもなく、逆に社会的な関心が薄れ、盛り上がった気運が冷めてしまい、立法の時期を逃してしまうことになりかねない点を懸念する。
- ・ この問題は、長期間を費やしても社会的関心が薄くなることはないと思う。このままで部会の報告書に盛り込むことには賛成しかねる。少なくとも保護要件から外れた外部通報についても一般法理に基づき判断されるという点を明確にすべき。
- ・ この報告はぎりぎりの妥協点であると認識している。法制化作業の過程でも、また、国会審議においても議論する場はこれからも用意されており、現段階のものをとりまとめることが大事である。検討委員会に任せただけで、その結論を尊重すべきである。
- ・ 委員長の苦勞は分かった。立法化される場合の意見の対立が示され、論点が整理されたのではないかと。委員会報告を部会の報告書に取り入れることに賛成する。

これらの議論を受け、部会長より、委員会に具体的内容についての検討をお願いした経緯もあり委員会報告を部会報告に盛り込む旨発言があり了承された。

(2) 続いて、事務局より、「21世紀型の消費者政策の在り方について(案)」についての説明がされた後、大要、以下のような議論が行われた。

- ・ 報告書案全体に関しては、基本的に賛成。弁護士報酬の敗訴者負担の議論については、弁護士制度そのものの在り方等を検討した上で議論がなされなければならないと、ここで議論するのは適切ではない。報告書案の中では触れないほうがよい。
- ・ 「弁護士報酬の在り方を含め、裁判制度の充実と裁判所へのアクセス向上が求められる」と記述してはどうか。
- ・ 国の推進体制について、具体的に何がどのように変わるのかが不明確。消費者保護会議

はこれまでとあまり変わらないのではないかと。

具体的な機能強化の方法についてアイデアはいくつかあるが、中長期的な戦略を策定したり、いろいろな問題が出てきた際に、迅速に対応していくことなどが考えられる。

- ・ 国の推進体制についてはもっと踏み込んだ書きぶりがないか。消費者保護会議がどのように変化するのか具体性がほしい。各省の消費者政策は産業政策の補助的役割となっており、そのバランスを改善する必要がある。消費者行政を一元的に運用する仕組みを明確にすることが必要。時期尚早というなら、年次計画や工程表のようなものを作成するという工夫が必要。
- ・ 消費者行政の一元化を望む。勧告権を有する常設機関を設置すべき。
- ・ 消費者保護会議のイメージとして男女共同参画会議のようなものが考えられるのではないかと。
- ・ 消費者政策の実施機関として各省から独立した勧告権を有する委員会のような組織を設置してもらいたい。
- ・ 消費者行政は各省の幅広い所掌事務に密接に関係する。各省が供給サイドばかりでなく需要サイドにも関心を持ち、消費者行政に取り組むよう、意識を変えることが重要であることを強調してもらいたい。消費者保護会議も具体的なイメージが湧くものを示してほしい。消費者保護基本法の見直しに関しては、消費者の位置付けが「進化」していると考えられる。
- ・ 国民生活センターの機能として直接相談は重要だが、報告書の記述では、経由相談についてのみあっせんの充実を図ると読める書き振りになっており、これでは国民生活センターの本来の役割が果たせないと思う。
- ・ 弁護士報酬の敗訴者負担の議論については、本報告書において仲裁合意の在り方に触れていることの並びで考えても、ぜひ記述すべきである。
- ・ 団体訴権については差止制度の導入に賛成であり、早期の実現を望む。ただし、その後の課題として被害救済も重要であることを明確化すべき。また、団体訴権に関し、消費者団体の役割について、総論の部分に位置付けるべき。
- ・ 国民生活センターとの連携は多くの官庁にわたるので、経済産業省のみを特記する必要は無いのではないかと。
- ・ 国民生活センターが連携する、NPOを福祉分野等に限定しないほうが良い。
- ・ 29頁の国民生活センターの責務にあっせんを書き加えてもよいのではないかと。
- ・ 消費者保護会議を経済財政諮問会議や男女共同参画会議並みの重要会議の1つに加えることはできないかと。
- ・ 米国における連邦量刑ガイドライン導入の経緯等を脚注にでも記載してはどうか。
- ・ 自主行動基準の部分をもう少し書いてもよい。例えば、自主行動基準策定の促進の手段として連邦量刑ガイドラインのことも触れてはどうか。

- ・ ネガティブライセンス制、資産の凍結等、悪質事業者に対する新たな抑止策を講じるべき。消費者保護基本法の見直しの必要性に関しては、保護から自立への転換と書かれているが、産業育成から消費者を大切にすることを意識を持ち、消費者が市場に放り出されるのではないのだということを明確にしてもらいたい。また消費者の権利は明確化ではなく、明文化をしてもらいたい
- ・ 危害・欠陥情報の収集・公表に関し「事業者から消費者への公表」を追加すべき。
- ・ 事業者の責務として「企業倫理の確立」を記述すべき。
- ・ 消費者政策の基盤として、「公正で透明な市場の形成」が重要である。
- ・ 消費者政策は、その時々を経済社会情勢に即応するだけでなく、常に消費者の権利利益擁護の視点に立つべきことを明確化すべきである。
- ・ 「おわりに」がそっけない印象を受ける。時代に合わせて試行錯誤していくことも必要で、進行管理が重要。
- ・ 消費者保護基本法については、これからも「保護」でよいのかという問題がある。
- ・ 「おわりに」については、社会の変化の例として少子高齢化の進展、人口減といった事実にも触れる方がよいのではないか。
- ・ 「消費者重視」という言葉をどこかに書くべき。消費者団体の活動支援基金制度も考えるべきである。

次回開催は5月28日(水)の予定(議題:「21世紀型の消費者政策の在り方について」(最終報告案)について)

この議事要旨は暫定版であり、修正されることがあり得る。